

一 広 介 第 07035 号
平成 30 年 10 月 31 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

一関地区広域行政組合介護保険課長

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届け出について（通知）

このことについて、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号）の一部改正に伴い、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置づける場合には、当該利用者に係る居宅サービス計画を保険者（一関地区広域行政組合）へ提出することとされました。

つきましては、提出書類等について、下記のとおり通知いたします。

記

1 届出対象

平成 30 年 10 月 1 日以降に作成又は変更した居宅サービス計画のうち、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成 30 年厚生労働省告示第 218 号）で定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置づけたもの。

厚生労働大臣が定める回数

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
27回	34回	43回	38回	31回

※生活援助中心型のみ該当（身体介護が混在するサービスは除きます。）

2 提出書類

- ① 訪問介護（生活援助中心型）が規定回数を超えて位置づけられた居宅サービス計画届出書（兼理由書）
- ② 居宅サービス計画（第 1 表～第 7 表）
- ③ フェイスシート

※居宅介護支援経過については、生活援助中心型の訪問介護を位置づけた理由、検討過程等が記載された部分を提出してください。枚数が多量となる場合は、提出前にご相談ください。

3 提出期限

居宅サービス計画を作成、変更した月の翌月末

4 提出先

一関地区広域行政組合 介護保険課（〒021-8501 一関市竹山町 7-2）

※直接お持ちいただくか、郵送により提出してください。

※受理について確認する書類を希望する場合には、返信用封筒（82 円切手貼付）を同封してください。

【担当】

一関地区広域行政組合
介護保険課（0191-31-3223）